

バームハイツ西葛西自治会会則改定 改定内容説明表

平成21年4月5日

現行会則	改訂内容	改定主旨
バームハイツ西葛西自治会（平成16年発足）会則 平成16年7月29日改定 平成16年2月1日 改定 平成16年1月5日 初稿作成	バームハイツ西葛西自治会（平成16年発足）会則 平成21年x月xx日改定 平成16年7月29日改定 平成16年2月1日 改定 平成16年1月5日 初稿作成	・改定日付の追加
第一章 総則 第一条 名称 本会は、『バームハイツ西葛西自治会』（以下「会」という）と称する。 第二条 地域 会の掌握する地域とは、バームハイツ西葛西をなす土地建物およびこれに付随する設備一式とこれらのが醸成する、バームハイツ西葛西区分所有者および住人の生活圏域を指し、その他のものとの関連は外部交渉と認識する。 (以下、「地域」とは、これを指す。) 第三条 事務所 会の事務所は、これをバームハイツ西葛西1階の集会室に置く。	第一章 総則 第一条 名称 本会は、『バームハイツ西葛西自治会』（以下「会」という）と称する。 <del>第二条 地域</del> <del>会の掌握する地域とは、バームハイツ西葛西をなす土地建物およびこれに付隨する設備一式とこれらのが醸成する、バームハイツ西葛西区分所有者および住人の生活圏域を指し、その他のものとの関連は外部交渉と認識する。</del> <del>(以下、「地域」とは、これを指す。)</del> 第二三条 事務所 会の事務所は、これをバームハイツ西葛西1階の集会室に置く。	・特段に地域を定義する必要性無し ・設置場所変更の際の会則改定を省くため、場所を特定しない
第二章 目的と事業 第四条 目的 会は、会員相互および会内外の諸団体との協力・協調のもと、バームハイツ西葛西管理組合と連携し、会員および地域の生活環境の整備・発展や防犯防災・生活安全確保に努めるとともに、親睦を深め、会員の教養を高め、福祉を増進し、さらには行政との協議・協力を進め、会員ならびに近隣住民のための街づくりに参加することを目的とする。 なお、政治目的、宗教目的の活動および会の運営に資すると会が認めた場合を除く営利目的の活動は、これを禁ずる。 第五条 事業 会は前条の目的達成のため、次の事業を行なう。 (1) 会員及び地域の安全（防犯防災）を図るための諸事業 (2) 会員及び地域の生活環境の向上・発展に資する諸事業 (3) 会員及び地域の親睦を図るための諸事業 (4) 会が認める範囲での行政・近隣住民およびその関連諸団体との連絡、折衝、協力、交流に関する事項 (5) 上記各項に係る情宣活動 (6) その他、会の目的達成のために必要な事業	第二章 目的と事業 <del>第三四条 目的</del> 会は、会員相互および近隣住民会内外の諸団体との協力・協調のもと、バームハイツ西葛西管理組合と連携し、会員および地域の住みよい生活環境と安全・安心な暮らしの維持・向上を図る整備・発展や防犯防災・生活安全確保に努めるとともに、会員の親睦を深め、会員の教養を高め、福祉の増進に努めし、さらには行政との協議・協力を進め、会員ならびに近隣住民のための街づくりに参加することもって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。 <del>二 会はなお、政治または目的、宗教に関する目的の活動および会の運営に資すると会が認めた場合を除く営利目的の活動をしてはならないは、これを禁ずる。</del> <del>第四五条 活動事業</del> 会は前条第一項の目的を達成するため、次の活動事業を行なう。 (1) 会員及び地域の安全に資する（防犯防災）を図るための諸活動事業 (2) 会員及び地域の生活環境の維持・向上・発展に資する諸活動事業 (3) 会員相互及び地域住民との親睦または交流を図るための諸活動事業 (4) 会が認める範囲での行政・近隣住民およびその関連諸団体との連絡、折衝、協力、交流に関する活動事項 (5) 上記各項に係る情宣活動 (5-6) その他、会の目的を達成するため必要な活動事業	・章として分離せず総則に含める ・文章表現を変更 ・「事業」を「活動」に表現変更
第三章 会員 第六条 会員 会は、バームハイツ西葛西区分所有者同居家族の内1名（成人）および賃貸居住者同居家族の内1名を正会員とし、各世帯残る居住者を準会員とする。 なお、外部居住区分所有者およびその同居家族は、全て準会員と見做す。 (正会員、準会員を合わせて「会員」と称する。) 第七条 権利と義務 会員は次の権利と義務を有する。 (1) 会の役員を選出する権利 (2) 会の役員に選出される権利 但し、自治総会の承認を要する。 (3) 正当な理由に基き、総会開催を要求する権利 但し、第十五条の要件を満たすことを要する。 (4) 役員をリコールする権利 但し、第十三条の要件を満たすことを要する。 (5) 会の議事録、会計帳簿等の閲覧を要求する権利	第二三章 会員 <del>第五六条 会員</del> 会は、バームハイツ西葛西区分所有者同居家族の内1名（成人）および賃貸居住者同居家族の内1名を正会員とし、各世帯残る居住者を準会員とする。 なお、外部居住区分所有者およびその同居家族は、全て準会員と見做す。 (正会員、準会員を合わせて「会員」と称する。) <del>第七条 権利と義務</del> <del>会員は次の権利と義務を有する。</del> <del>(1) 会の役員を選出する権利</del> <del>(2) 会の役員に選出される権利 但し、自治総会の承認を要する。</del> <del>(3) 正当な理由に基き、総会開催を要求する権利 但し、第十五条の要件を満たすことを要する。</del> <del>(4) 役員をリコールする権利 但し、第十三条の要件を満たすことを要する。</del> <del>(5) 会の議事録、会計帳簿等の閲覧を要求する権利</del>	・自治会活動に馴染まない条項として削除

バームハイツ西葛西自治会会則改定 改定内容説明表

平成21年4月5日

現行会則	改訂内容	改定主旨																																
<p>(6) 総会以外の全ての会を傍聴する権利、および会の要請に基き指定された会に参加もしくは出席する権利</p> <p>(7) 第二十二条の規定に基づく会費納入の義務</p> <p>(8) 付表2に定める全戸共通事業への参加義務</p> <p>第八条 入退会</p> <p>正会員およびその同居家族は、区分所有者宅については物件購入時点で、非区分所有者宅については入居時点で、会員の資格を有し、前条の権利と義務を生じる。</p> <p>また、正会員およびその家族は物件売却時点もしくは退去時点で、会員資格を失う。</p>	<p>(6) <del>総会以外の全ての会を傍聴する権利、および会の要請に基き指定された会に参加もしくは出席する権利</del></p> <p>(7) <del>第二十二条の規定に基づく会費納入の義務</del></p> <p>(8) <del>付表2に定める全戸共通事業への参加義務</del></p> <p>第六八条 入退会</p> <p><del>会員は、正会員およびその同居家族は、区分所有者宅については物件住戸を購入した時、もしくは入居した時より点で、非区分所有者宅については入居時点で、会員の資格を取得有し、前条の権利と義務を生じる。</del></p> <p><del>また、正会員およびその家族は物件住戸を売却した時点もしくは退去した時点で、その会員資格を失う。</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前条削除に伴う条文変更と文章表現の簡易化</li> </ul>																																
<p>第四章 役員</p> <p>第九条 役員</p> <p>会は次の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 会長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>(2) 副会長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>(3) 会計</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>(4) 監事</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>(5) 書記</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>(6) 委員会委員</td> <td>適正人員 運営会議起案、総会承認を得て変更可</td> </tr> <tr> <td>(7) フロアー委員</td> <td>10名 管理組合設定の各ブロックにリンク</td> </tr> <tr> <td>(8) 相談役</td> <td>若干名</td> </tr> </table> <p>なお、長期功労者については、総会承認を経て、適当な対外呼称の使用を認めることができるものとする。</p> <p>第十条 役員の職務（分掌）</p> <p>役員の職務は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>会長は、会を代表し、会則に沿って会務を運営・統括する。</li> <li>副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。</li> <li>会計は、会の出納事務を担当し、会計に必要な書類を管理し、年1回以上、会員に対し会計報告を行なう。</li> <li>監事は、会の会計監査を行なう。</li> <li>書記は、自治総会、自治会運営会議、等の議事録を作成・保管する。</li> <li>会長は、必要に応じ書記を補佐する委員を指名できる。</li> <li>委員会委員長は、各委員会の中から選出し、当該委員会を代表し、委員会並びに委員会所管事業を運営指揮する。</li> <li>フロアー委員は、所属するブロック内の情報伝達・収集・報告を主な業務とする。会長特命事項がある場合はこれの運営に当たる。</li> <li>相談役は、自治会全体の相談に応じ、運営に協力する。</li> </ol>	(1) 会長	1名	(2) 副会長	1名	(3) 会計	1名	(4) 監事	1名	(5) 書記	1名	(6) 委員会委員	適正人員 運営会議起案、総会承認を得て変更可	(7) フロアー委員	10名 管理組合設定の各ブロックにリンク	(8) 相談役	若干名	<p>第四章 役員</p> <p>第七九条 <u>種別</u>役員</p> <p>会には次の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 会長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>(2) 副会長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>(3) 会計</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>(4) 監事</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>(5) 書記</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>(6) 委員会委員</td> <td>適正人員 運営会議起案、総会承認を得て変更可</td> </tr> <tr> <td>(7) フロアー委員</td> <td>10名 管理組合設定の各ブロックにリンク</td> </tr> <tr> <td>(8) 相談役</td> <td>若干名</td> </tr> </table> <p>なお、長期功労者については、総会承認を経て、適当な対外呼称の使用を認めることができるものとする。</p> <p>第八十条 役員の職務（分掌）</p> <p>役員の職務は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>会長は、会を代表し、会則に沿って会務を運営・統括する。</li> <li>副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。</li> <li>会計は、会の出納事務を担当し、会計に必要な書類を整備・管理する。し、年1回以上、会員に対し会計報告を行なう。</li> <li>監事は、会の会計監査を行なう。</li> <li>書記は、自治総会、自治会運営会議、等<u>その他の会議</u>の議事録を作成し、保管する。会長は、必要に応じ書記を補佐する委員を指名できる。</li> <li>委員会委員長は、各委員会の中から選出し、当該委員会を代表し、委員会並びに委員会所管事業を運営指揮する。</li> <li>フロアー委員は、所属するブロック内の情報伝達・収集・報告を主な業務とする。会長特命事項がある場合はこれの運営に当たる。</li> <li>相談役は、自治会全体の相談に応じ、運営に協力する。</li> </ol>	(1) 会長	1名	(2) 副会長	1名	(3) 会計	1名	(4) 監事	1名	(5) 書記	1名	(6) 委員会委員	適正人員 運営会議起案、総会承認を得て変更可	(7) フロアー委員	10名 管理組合設定の各ブロックにリンク	(8) 相談役	若干名	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の実態に即して人数等、見直し</li> <li>フロアー委員は廃止</li> </ul>
(1) 会長	1名																																	
(2) 副会長	1名																																	
(3) 会計	1名																																	
(4) 監事	1名																																	
(5) 書記	1名																																	
(6) 委員会委員	適正人員 運営会議起案、総会承認を得て変更可																																	
(7) フロアー委員	10名 管理組合設定の各ブロックにリンク																																	
(8) 相談役	若干名																																	
(1) 会長	1名																																	
(2) 副会長	1名																																	
(3) 会計	1名																																	
(4) 監事	1名																																	
(5) 書記	1名																																	
(6) 委員会委員	適正人員 運営会議起案、総会承認を得て変更可																																	
(7) フロアー委員	10名 管理組合設定の各ブロックにリンク																																	
(8) 相談役	若干名																																	
<p>第十一条 役員の選出</p> <p>役員の選出は、次の手続きによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>役員は、自治総会において、これを選出する。</li> <li>役員候補は、自治総会前に自治会運営会議で取りまとめる。</li> <li>役職は、自治総会の役員承認後の自治会運営会議で決定し、会員に通知する。</li> <li>役員に事故ある場合は、速やかに自治会運営会議で補充候補者を取りまとめ、臨時自治総会の承認を得たのち、自治会運営会議で役職を決定する。</li> <li>役員候補者の選定は、輪番を原則とするが、立候補、再選を妨げない。</li> </ol>	<p>第九一条 役員の選任</p> <p>役員の選任は、次の手続きによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>役員は、自治総会において、これを選任する。</li> <li>役員候補者は、自治総会前に自治会運営会議の決議を得て、取りまとめる総会に提出する。</li> <li>役員の役職は、自治総会の役員承認後の自治会運営会議において定めるで決定し、会員に通知する。</li> <li>監事と他の役員は、相互に兼ねることはできない。</li> <li>役員に事故あるとき又は欠けたときは、速やかに自治会運営会議において後任の補充候補者を定め取りまとめ、臨時自治総会において選任する。の承認を得たのち、自治会運営会議で役職を決定する。</li> <li>役員候補者の選定は、輪番を原則とするが、立候補、再選を妨げない。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の実態に即して選任方法見直し</li> </ul>																																
第十二条 役員の任期	第十三条 役員の任期																																	

バームハイツ西葛西自治会会則改定 改定内容説明表

平成21年4月5日

現行会則	改訂内容	改定主旨
<p>(1) フロアー委員の任期は、総会承認から当期末までの1年とし、再任を妨げない。</p> <p>(2) フロアー委員を除く執行部委員の任期は、総会承認から翌期末までの2年とし、再任を妨げない。但し、会長に限り連続再任は不可とする。</p> <p>また、自治会長の管理組合理事長席（理事長、副理事長）兼任はこれを禁ずる。</p> <p>(3) 役員は任期満了後も、後任決定までの間は職務を遂行する。</p> <p>(4) 補充役員の任期は、前任者の残余期間とする。</p>	<p><u>(1) 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。</u></p> <p><u>(1) フロアー委員の任期は、総会承認から当期末までの1年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>(2) フロアー委員を除く執行部委員の任期は、総会承認から翌期末までの2年とし、再任を妨げない。但し、会長に限り連続再任は不可とする。</u></p> <p>また、自治会長の管理組合理事長席（理事長、副理事長）兼任はこれを禁ずる。</p> <p><u>(2-3) 役員は辞任又は任期満了の場合においても後も、後任者が就任する決定までの間は、その職務を遂行する。</u></p> <p><u>(3-4) 後任の補充役員の任期は、前任者の残余期間とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロアー委員の廃止に伴う記述の削除</li> <li>・会長職再任に関する制限の撤廃</li> <li>・会長職の管理組合理事長席との兼務禁止を撤廃</li> </ul>
<p>第十三条 役員の解任</p> <p>役員で会則に違反し、あるいは役員の対面を著しく汚す行為を行なったと自治会運営會議で決議された者、もしくは会員の全体の過半数をもってリコール請求が出された者は、自治総会の決議により解任することができる。</p>	<p>第十二十三条 役員の解任</p> <p>役員がで会則に違反し、あるいは役員にふさわしくない対面を著しく汚す行為を行なったと認められるときは、総会において自治会運営會議で決議された者、もしくは議決権のある会員総数の全体の過半数の議決をもって当該役員をリコール請求が出された者は、自治総会の決議により解任することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文の表現を簡素化</li> </ul>
<p>第五章 組織</p> <p>第十四条 組織の種類</p> <p>会は、その円滑な運営のために、次の組織を置く。</p> <p>(1) 自治総会（以下「総会」と称する。）</p> <p>(2) 自治会運営會議（以下「運営會議」と称する。）</p> <p>(3) 委員長會議（兼広報會議）</p> <p>(4) 各委員会</p> <p>(5) 管理組合・自治会連絡会</p> <p>但し、同会の設置は、管理組合において同等の議決がなされた場合に限る。</p>	<p>第四五章 総会組織</p> <p>第十二四条 組織の種類</p> <p>会の総会は、定例総会と臨時総会とする。その円滑な運営のために、次の組織を置く。</p> <p>(1) 自治総会（以下「総会」と称する。）</p> <p>(2) 自治会運営會議（以下「運営會議」と称する。）</p> <p>(3) 委員長會議（兼広報會議）</p> <p>(4) 各委員会</p> <p>(5) 管理組合・自治会連絡会</p> <p>但し、同会の設置は、管理組合において同等の議決がなされた場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会、運営會議の二組織のみで運営されている実態に合わせ後続する二章にて総会および運営會議について定めるよう、構成を変更</li> <li>・総会については第四章を設け旧第十五条を第十二条、第十三条、第十四条、第十五条に再編成</li> </ul>
<p>第十五条 自治総会</p> <p>(1) 総会は、会の最高議決機関であり、一住宅につき1名の会員=1議決権を以てこれを構成し、自治会長が招集する。</p> <p>(2) 自治会長は、年一回の定例総会を開催するほか、運営會議の過半数の議決、または会員の過半数の要請がある場合、臨時総会を招集する責を負う。</p> <p>なお、定例総会は、決算後2ヶ月以内に開催しなければならない。</p> <p>(3) 総会は、別途定めのある場合を除き、会員（=議決権）の過半数の出席（委任を含む）を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。</p> <p>なお、可否同数の場合は、議長がこれを決する。</p> <p>(4) 総会の議長は、会長がこれに当たる。なお、本項の定めに拘わらず、会長は、自ら適任と認めた会員を議長に指名することができる。</p> <p>(5) 総会は、次の事項を審議し、これを決議する。</p> <p>① 役員の選出（追加選出を含む）</p> <p>② 決算および事業報告</p> <p>③ 予算および事業計画</p> <p>④ 組織の設置・改廃</p> <p>⑤ 自治会費の決定、変更 なお、自治会費の決定・変更には、会員（=議決権）の四分の三以上の決議を要する。</p> <p>⑥ 会則の改定 なお、会則の改定には会員（=議決権）の四分の三以上の決議を要する。</p> <p>⑦ その他、総会において必要と認められた事項および運営會議が上程した議題</p> <p>(6) 総会議決内容は、できるだけ速やかに会員に対し、書面による配布または掲示、もしくは電子媒体の配信を以て通知する。</p>	<p>第十二五条 構成自治総会</p> <p>(1) 総会は、会の最高議決機関であり、会員をもって構成する。一住宅につき1名の会員=1議決権を以てこれを構成し、自治会長が招集する。</p> <p>(2) 総会の議決権は、会員1家族につき1議決権とする。</p> <p>第十四四条 権限</p> <p>(5) 総会は、次の事項を審議し、これを議決する。</p> <p>(1) ① 役員の選出及び解任（追加選出を含む）</p> <p>(2) ② 活動報告及び決算報告決算および事業報告</p> <p>(3) ③ 活動計画及び予算予算および事業計画</p> <p>(4) ④ 組織の設置・改廃</p> <p>(5) ⑤ 自治会費の決定、変更 なお、自治会費の決定・変更には、会員（=議決権）の四分の三以上の決議を要する。</p> <p>(5) ⑥ 会則の変更改定 なお、会則の改定には会員（=議決権）の四分の三以上の決議を要する。</p> <p>(6) ⑦ その他、運営會議総会において必要と認められた事項および運営會議が上程した議題</p> <p>第十五五条 開催・議決</p> <p>(1-2) 定例総会は、毎年一回、会計年度終了後60日以内に開催し、会長が招集する。自治会長は、年一回の定例総会を開催するほか、運営會議の過半数の議決、または会員の過半数の要請がある場合、臨時総会を招集する責を負う。</p> <p>なお、定例総会は、会計年度の終了決算後2ヶ月以内に開催しなければならない。</p> <p>(2) 臨時総会は、運営會議が必要と認めたとき、または議決権のある会員の過半数から請求があったときに開催する。</p> <p>(3) 総会は、別途定めのある場合を除き、議決権のある会員（=議決権）の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。</p> <p>なお、可否同数の場合は、議長がこれを決する。</p> <p>(4) 総会の議長は、会長がこれに充當する。ただし、なお、本項の定めに拘わらず、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会、運営會議の二組織のみで運営されている実態に合わせ後続する二章にて総会および運営會議について定めるよう、構成を変更</li> <li>・総会については第四章を設け旧第十五条を第十二条、第十三条、第十四条、第十五条に再編成</li> </ul>

バームハイツ西葛西自治会会則改定 改定内容説明表

平成21年4月5日

現行会則	改訂内容	改定主旨
第十六条 自治会運営会議	<p>会長は、自ら適任と認められた会員を議長に指名することができる。</p> <p>(5-6) 総会で議決した内容は、できるだけ速やかに会員に対し、書面による配布または掲示、もしくは電子媒体の配信をもって通知する。</p>	・運営会議については第五章を設け、旧第十六条を第十六条、第十七条、第十八条に再編成
(1) 運営会議は、総会に次ぐ議決機関であるとともに、企画管理執行機関であり、監事を除く第九条の役員を以ってこれを構成する。		
(2) 運営会議は、会長または役員の過半数の要請を以って開催する。		
(3) 運営会議は、役員過半数の出席を以って成立し、出席役員の過半数を以って議決する。		
なお、事前に議案の内容、判断材料等、委員が自主的に賛否を決断するため必要な情報が提示されている場合に限り、フロア委員に限り、委任状による議決参加が出来るものとする。(出席と看做す。)		
(4) 運営会議の議長は、会長がこれに当たる。ただし、本項の定めに拘わらず会長は、自ら適任と認める役員を議長に指名することができる。		
(5) 運営会議は、次の事項を決議し、あるいは企画・管理・執行を行なう。		
①会の運営に関する事項の企画・起案・管理 (各専門委員会等、組織の活動の統括管理を含む)		
②総会決議事項（事業）および運営会議議決事項のうち総会議決を要しない事項（事業）の執行管理（本年度予算・事業の執行と来期予算案・事業案策定）		
③その他の必要事項		
(6) 運営会議の議決内容は、総会議決に準じて、速やかに会員に通知する。		
第十七条 運営会議の専決範囲	<p>総会決議を要する事項ながら、緊急性ありと運営会議が認めた事項については、以下の条件のもと、運営会議にて専決することができる。</p> <p>①会員への速やかな情宣と一定期間（一週間以上）の会員反応確認 ②総会追認時期明示と総会追認 ③予備費の20%までの経費支出を上限とする</p>	
第十八条 その他の組織	<p>運営会議監督の下、以下の組織を置く。（付表1参照）</p> <p>(1) 自治会長席会議</p> <p>会長、副会長、相談役をもって構成し、運営会議の指導、事業の率先垂範を目的とし、これに資する行動をおこなう。任意開催とする。</p> <p>(2) 委員長会議（兼広報会議）</p> <p>会長、副会長、相談役、および同条（3）項に記す各委員会委員長を以て構成し、各委員会相互の情報交換・交流・共同施策起案、執行および情宣（広報）を行なう。任意開催とする。</p> <p>(3) 専門委員会</p> <p>会の個別担当事項の企画、運営、管理を行う</p> <p>①防犯防災委員会 地域および周辺の防犯防災に関する事項 ②生活向上委員会 地域および周辺の生活向上に関する事項 ③渉外連絡会 行政、関係団体、近隣との連携に関する事項 ④総務・会計 会の運営に関する総務・会計事務全般</p>	
第十五条 運営会議	<p>第十六条 構成自治会運営会議</p> <p>(1) 運営会議は、総会に次ぐ議決機関であるとともに、企画管理執行機関であり、監事を除く第九条の役員を以ってこれを構成する。</p> <p>運営会議は、役員をもって構成する。</p> <p>第十七条 職務</p> <p>運営会議は、総会に次ぐ議決機関であり、次の職務を行う。</p> <p>(5) 運営会議は、次の事項を決議し、あるいは企画・管理・執行を行なう。</p> <p>(1) 総会で議決した事項の執行および管理</p> <p>①会の運営に関する事項の企画・起案・管理 (各専門委員会等、組織の活動の統括管理を含む)</p> <p>(2) ②総会決議事項（事業）および運営会議議決事項のうち会の運営に関し総会の議決を要しない事項（事業）の執行および管理（本年度予算・事業の執行と来期予算案・事業案策定）</p> <p>(3) ③その他の必要かつ緊急を要する事項</p> <p>第十八条 開催・議決</p> <p>(1-2) 運営会議は、会長が必要と認めたとき、または役員の過半数から請求があつたときにの要請を以って開催する。</p> <p>(2-3) 運営会議は、役員過半数の出席をもつて成立し、出席役員の過半数をもつて議決する。</p> <p>なお、事前に議案の内容、判断材料等、委員が自主的に賛否を決断するため必要な情報が提示されている場合に限り、フロア委員に限り、委任状による議決参加が出来るものとする。(出席と看做す。)</p> <p>(3-4) 運営会議の議長は、会長がこれに充當する。ただし、本項の定めに拘わらず会長は、自ら適任と認める役員を議長に指名することができる。</p> <p>(6) 運営会議の議決内容は、総会議決に準じて、速やかに会員に通知する。</p> <p>第十九条 運営会議の専決範囲</p> <p>総会決議を要する事項ながら、緊急性ありと運営会議が認めた事項については、以下の条件のもと、運営会議にて専決することができる。</p> <p>①会員への速やかな情宣と一定期間（一週間以上）の会員反応確認 ②総会追認時期明示と総会追認 ③予備費の20%までの経費支出を上限とする</p> <p>第二十条 その他の組織</p> <p>運営会議監督の下、以下の組織を置く。（付表1参照）</p> <p>(1) 自治会長席会議</p> <p>会長、副会長、相談役をもって構成し、運営会議の指導、事業の率先垂範を目的とし、これに資する行動をおこなう。任意開催とする。</p> <p>(2) 委員長会議（兼広報会議）</p> <p>会長、副会長、相談役、および同条（3）項に記す各委員会委員長を以て構成し、各委員会相互の情報交換・交流・共同施策起案、執行および情宣（広報）を行なう。任意開催とする。</p> <p>(3) 専門委員会</p> <p>会の個別担当事項の企画、運営、管理を行う</p> <p>①防犯防災委員会 地域および周辺の防犯防災に関する事項 ②生活向上委員会 地域および周辺の生活向上に関する事項 ③渉外連絡会 行政、関係団体、近隣との連携に関する事項 ④総務・会計 会の運営に関する総務・会計事務全般</p>	

バームハイツ西葛西自治会会則改定 改定内容説明表

平成21年4月5日

現行会則	改訂内容	改定主旨
<p>⑤活動支援委員会 同委員会は、子供会の運営支援のほか、スポーツおよび文化任意参加サークル活動の発足、運営管理の支援と指導を行なう。</p> <p>なお、①防犯防災委員会、②生活向上委員会は設置必須、他の委員会は、執行部席で代行できるものとする。</p> <p>(4) 諮問委員会の設置</p> <p>自治会長席会議は、必要に応じて、諮問委員会を設置し、必要事項の検討答申を委託できる。諮問委員会は、会内外の有識者を招聘して構成することができる。但し、有償の場合、予算範囲内での実施とする。</p>	<p>⑤活動支援委員会 同委員会は、子供会の運営支援のほか、スポーツおよび文化任意参加サークル活動の発足、運営管理の支援と指導を行なう。</p> <p>なお、①防犯防災委員会、②生活向上委員会は設置必須、他の委員会は、執行部席で代行できるものとする。</p> <p>(4) 諮問委員会の設置</p> <p>自治会長席会議は、必要に応じて、諮問委員会を設置し、必要事項の検討答申を委託できる。諮問委員会は、会内外の有識者を招聘して構成することができる。但し、有償の場合、予算範囲内での実施とする。</p>	
<p>第六章 資産、会計</p> <p>第十九条 資産</p> <p>会の資産は次のものを以って構成する。</p> <p>(1) 会費 (2) 寄付金品 (3) 事業に伴う収入 (4) 資産から生じる収入 (5) その他の収入</p> <p>第二十条 資産の管理</p> <p>資産は、会長が管理し、その方法は総会の承認を得る。</p>	<p>第六章 資産、会計</p> <p>第十九条 資産</p> <p>会の資産は次に掲げるのものをも以って構成する。</p> <p>(1) 管理組合からの交付金会費 (2) 寄付金品 (3) 活動事業に伴う収入 (4) 資産から生じる収入 (5) その他の収入</p> <p>第二十条 資産の管理</p> <p>資産は、会長が管理し、その方法は運営会議の議決による。総会の承認を得る。</p>	
<p>第二十一条 経費</p> <p>会の経費は、第四条の目的に沿って、第五条に定められた事業遂行のため、予算に基いて、資産を以って支弁する。経費支出は、会則によるほか、細則その他の定めるところによる。</p>	<p>第二十一条 経費</p> <p>会の経費は、第四条の目的に沿って、第五条に定められた事業遂行のため、予算に基いて、資産をも以って支弁する。経費支出は、会則によるほか、細則その他の定めるところによる。</p>	
<p>第二十二条 会費</p> <p>(1) 正会員は、会費として月額200円、年額2,400円を納める義務を負う。 (2) 準会員は、任意参加活動については、定められた会費を納入して参加でき、防犯防災委員会、生活向上委員会、涉外連絡会の主管事業は、無償参加できる。 (3) 会費の徴収は、バームハイツ西葛西管理組合に代行収納および振り替え入金方依頼し、これを実施する。 (4) 会員入退会に係る会費の取扱は、次のとおりとする。 ①退会する正会員は、退会月末まで、月単位で会費を納める義務を負う。 任意参加会費、その他寄贈品、拠出金の取扱は、別途個別の定めによる。 ②入会する正会員は、前会員の納めるべき月の翌月分から会費を納める義務を負う。 任意参加会費の取扱は、別途個別の定めによる。</p>	<p>第二十二条 会費</p> <p>(1) 正会員は、会費として月額200円、年額2,400円を納める義務を負う。 (2) 準会員は、任意参加活動については、定められた会費を納入して参加でき、防犯防災委員会、生活向上委員会、涉外連絡会の主管事業は、無償参加できる。 (3) 会費の徴収は、バームハイツ西葛西管理組合に代行収納および振り替え入金方依頼し、これを実施する。 (4) 会員入退会に係る会費の取扱は、次のとおりとする。 ①退会する正会員は、退会月末まで、月単位で会費を納める義務を負う。 任意参加会費、その他寄贈品、拠出金の取扱は、別途個別の定めによる。 ②入会する正会員は、前会員の納めるべき月の翌月分から会費を納める義務を負う。 任意参加会費の取扱は、別途個別の定めによる。</p>	
<p>第二十三条 会計年度</p> <p>会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までの1年間とする。</p>	<p>第二十二条 活動計画および収支予算</p> <p>会の活動計画書および収支予算書は、会長が作成し、運営会議の議決を得た後、総会の議決を得なければならない。</p> <p>第二十三条 活動報告および収支決算</p> <p>会の活動報告書および収支決算書は、会長が作成し、監事の監査を経て運営会議の議決を得た後、総会の承認を得なければならない。</p>	
<p>第七章 解散</p>	<p>第二十四条 収支差額の処分</p> <p>会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、翌会計年度に繰り越すものとする。</p> <p>第二十五条 会計年度</p> <p>会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。</p> <p>第七章 会則の変更および解散</p> <p>第二十六条 会則の変更</p> <p>この会則を変更するときは、総会において議決権のある会員の四分の三以上の議決</p>	

バームハイツ西葛西自治会会則改定 改定内容説明表

平成21年4月5日

現行会則	改訂内容	改定主旨
<p>第二十四条 解散、残余財産の処分 総会の議決に基き、会を解散する場合は、会員の四分の三以上の同意を要する。なお、解散時の残余財産は、同総会の決議に基き、類似の目的を持つ団体、公的機関等への寄付することができる。あるいは、会員全員の念書添付を条件に、バームハイツ西葛西管理組合への管理費一時金として納入することができるものとする。</p>	<p><b>を得なければならない。</b> <b>第二十七条 解散、残余財産の処分</b> 総会の議決に基き、会を解散するときは、<b>総会において議決権のある</b>会員の四分の三以上の<b>議決を得なければならない</b>同意を要する。 <b>二 なお、解散時の残余財産は、同総会において議決権のある会員の四分の三以上の議決を得て</b>決議に基き、類似の目的を持つ団体、公的機関等にへの寄付するか、ことができる。あるいは、<b>議決権のある</b>会員全員の念書添付を条件に、バームハイツ西葛西管理組合にへの管理費一時金として納入することができるものとする。</p>	
<p>第八章 雜則</p> <p>第二十五条 書類、帳簿類の常備 会は事務所に次の各項に掲げる書類等を常備する責を負う。 (1) 会則 (2) 会員名簿 (3) 役員名簿 (4) 総會議事録 (5) 運営會議事録 (6) 予算書、決算書、事業計画 および これに付随する書類 (7) その他必要な書類、帳簿類</p> <p>第二十六条 細則 運営會議は、必要に応じて、総会の決議を経て細則を定めることができる。</p>	<p>第八章 雜則 <b>第二十八条 委員会</b> (1) 会は、円滑な活動を行うため、委員会を設けることができる。 (2) 委員会の組織、構成および運営に関して必要な事項は、会長が運営會議の議決を得て、別に定める。</p> <p>第二十九条 書類、帳簿類の常備 会は事務所に次の各項に掲げる書類等を常備しなければならないする責を負う。 (1) 会則 (2) 会員名簿 (3) 役員名簿 (4) 総會議事録 (5) 運営會議事録 (6) 予算書、決算書、活動事業計画 および これに付随する書類 (7) その他必要な書類、帳簿類</p> <p>第三十条 細則 <b>この会則の施行に関して</b>運営會議は、必要な細則は、に応じて、<b>会長が運営會議</b>総会の決議を経て別に細則を定めることができる。</p>	
<p>(付 則)</p> <p>○施行期日 本会即は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>○経過措置 (1) 会則の施行期日における役員は、この細則の定めに拘わらず、その任期は、フロアー委員については、平成17年3月31日まで、フロアー委員を除く執行部委員は、平成18年3月31日までとする。 (2) 会則発行に伴うその他必要な経過措置は、運営會議の起案、総会の決議を経て別途定めることができる。</p> <p>○確認事項 (1) 会の会費原資は、第18期バームハイツ西葛西管理組合の通常総会決議で、CATV受信料の資金使途変更を以って確保されている旨、本件記載を持って確認する。 以上</p>	<p>(付 則)</p> <p>○施行期日 本会則は、平成16年8月1日から施行する。</p> <p>○経過措置 (1) 会則の施行期日における役員は、この細則の定めに拘わらず、その任期は、フロアー委員については、平成17年3月31日まで、フロアー委員を除く執行部委員は、平成18年3月31日までとする。 (2) 会則発行に伴うその他必要な経過措置は、運営會議の起案、総会の決議を経て別途定めることができる。</p> <p>○確認事項 (1) 会の会費原資は、第18期バームハイツ西葛西管理組合の通常総会決議で、CATV受信料の資金使途変更を以って確保されている旨、本件記載を持って確認する。</p> <p><b>○改正等1</b> 平成21年5月〇日 自治会総会決議により、<b>本会則〇〇条( )</b>、<b>本会則〇〇条( )</b> および、<b>本会則〇〇条( )</b> を改正し、平成21年5月〇日から施行する。</p> <p>以上</p>	
<p>バームハイツ西葛西自治会 細則 平成16年7月29日改定 平成16年1月5日 初稿作成</p> <p>バームハイツ西葛西管理組合自治会（以下「会」と呼称する）の運営については、会則の定めによる外、本細則によるものとする。</p> <p>第一章弔慰金およびその他支出</p> <p>第一条 弔慰金</p>	<p>バームハイツ西葛西自治会 細則 平成16年7月29日改定 平成16年1月5日 初稿作成</p> <p>バームハイツ西葛西管理組合自治会（以下「会」と呼称する）の運営については、会則の定めによる外、本細則によるものとする。</p> <p>第一章 弔慰金およびその他支出</p> <p>第一条 弔慰金</p>	

## バームハイツ西葛西自治会会則改定 改定内容説明表

平成21年4月5日

現行会則	改訂内容	改定主旨
会員(正会員、準会員共)が死亡した場合は、会より弔意金を靈前に供え、弔意を表わすこととする。 弔慰金額は、会員一律、一世帯当たり￥10,000とする。	会員(正会員、準会員共)が死亡した場合は、会より弔意金を靈前に供え、弔意を表わすこととする。 弔慰金額は、会員一律、一世帯当たり￥10,000とする。	
第二条 交付 弔意金は、運営会議の決議を以って交付する。	第二条 交付 弔意金は、運営会議の決議を以って交付する。	
第三条 予算外の各協会等参加費、近隣交際費 予算外の支出については、厳選の上、運営会議の決議、公示を経て、総会追認を条件に、会則第17条の運営会議専決権限内での運営に留める。 (平成 年 月 日 施行)	第三条 予算外の各協会等参加費、近隣交際費 予算外の支出については、厳選の上、運営会議の決議、公示を経て、総会追認を条件に、会則第17条の運営会議専決権限内での運営に留める。 (平成16年8月1日 施行)	

## バームハイツ西葛西自治会（平成16年発足）会則

平成21年5月xx日改定  
平成16年7月29日改定  
平成16年2月1日 改定  
平成16年1月5日 初稿作成

### 第一章 総則

#### 第一条 名称

本会は、『バームハイツ西葛西自治会』（以下「会」という）と称する。

#### 第二条 事務所

会の事務所は、これをバームハイツ西葛西に置く。

#### 第三条 目的

会は、会員相互および近隣住民との協力のもと、バームハイツ西葛西管理組合と連携し、住みよい生活環境と安全・安心な暮らしの維持・向上を図るとともに、会員の親睦と福祉の増進に努め、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

二 会は、政治または宗教に関する活動および会の運営に資すると会が認めた場合を除く営利目的の活動をしてはならない。

#### 第四条 活動

会は前条第一項の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 会員及び地域の安全に資する活動
- (2) 会員及び地域の生活環境の維持・向上に資する諸活動
- (3) 会員相互及び地域住民との親睦または交流を図る活動
- (4) 行政および関連諸団体との連絡、折衝、協力、交流に関する活動
- (5) その他、会の目的を達成するために必要な活動

### 第二章 会員

#### 第五条 会員

会は、バームハイツ西葛西区分所有者同居家族の内1名（成人）および賃貸居住者同居家族の内1名を正会員とし、各世帯残る居住者を準会員とする。  
なお、外部居住区分所有者およびその同居家族は、全て準会員と見做す。  
(正会員、準会員を合わせて「会員」と称する。)

#### 第六条 入退会

会員は、住戸を購入した時、もしくは入居した時より会員の資格を取得し、住戸を売却した時もしくは退去した時にその会員資格を失う。

### 第四章 役員

#### 第七条 種別

会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 監事
- (5) 書記

#### 第八条 職務

役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は、会の出納事務を担当し、必要な書類を整備・管理する。
- (4) 監事は、会の会計監査を行なう。
- (5) 書記は、総会、運営会議、その他の会議の議事録を作成し、保管する。

#### 第九条 選任

役員の選任は、次の手続きによる。

- (1) 役員は、総会において、これを選任する。
- (2) 役員候補者は、運営会議の決議を得て、総会に提出する。
- (3) 役員の役職は、運営会議において定める。
- (4) 監事と他の役員は、相互に兼ねることはできない。
- (5) 役員に事故あるとき又は欠けたときは、速やかに運営会議において後任の候補者を定め、総会において選任する。

#### 第十条 任期

- (1) 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 役員は辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を遂行する。
- (3) 後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第十二条 解任

役員が会則に違反し、あるいは役員にふさわしくない行為を行なったと認められるときは、総会において議決権のある会員総数の過半数の議決をもって当該役員を解任することができる。

### 第四章 総会

#### 第十三条 種類

会の総会は、定例総会と臨時総会とする。

#### 第十四条 構成

- (1) 総会は、会の最高議決機関であり、会員をもって構成する。

(2) 総会の議決権は、会員 1 家族につき 1 議決権とする。

#### 第十四条 権限

総会は、次の事項を審議し、これを議決する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 活動報告及び決算報告
- (3) 活動計画及び予算
- (4) 組織の設置・改廃
- (5) 会則の変更
- (6) その他、運営会議において必要と認められた事項

#### 第十五条 開催・議決

- (1) 定例総会は、毎年一回、会計年度終了後 60 日以内に開催し、会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、運営会議が必要と認めたとき、または議決権のある会員の過半数から請求があったときに開催する。
- (3) 総会は、別途定めのある場合を除き、議決権のある会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。  
なお、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- (4) 総会の議長は、会長がこれに充たる。ただし会長は、自ら適任と認める会員を議長に指名することができる。
- (5) 総会で議決した内容は、できるだけ速やかに会員に対し、書面による配布または掲示をもって通知する。

### 第五章 運営会議

#### 第十六条 構成

運営会議は、役員をもって構成する。

#### 第十七条 職務

運営会議は、総会に次ぐ議決機関であり、次の職務を行う。

- (1) 総会で議決した事項の執行および管理
- (2) 会の運営に関し総会の議決を要しない事項の執行および管理
- (3) その他の必要かつ緊急を要する事項

#### 第十八条 開催・議決

- (1) 運営会議は、会長が必要と認めたとき、または役員の過半数から請求があったときに開催する。
- (2) 運営会議は、役員過半数の出席をもって成立し、出席役員の過半数をもって議決する。
- (3) 運営会議の議長は、会長がこれに充たる。ただし、会長は、自ら適任と認める役員を議長に指名することができる。

### 第六章 資産、会計

#### 第十九条 資産

会の資産は次に掲げるのものをもって構成する。

- (1) 管理組合からの交付金
- (2) 寄付金品
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

#### 第二十条 資産の管理

資産は、会長が管理し、その方法は運営会議の議決による。

#### 第二十一条 経費

会の経費は、資産をもって支弁する。

#### 第二十二条 活動計画および収支予算

会の活動計画書および収支予算書は、会長が作成し、運営会議の議決を得た後、総会の議決を得なければならない。

#### 第二十三条 活動報告および収支決算

会の活動報告書および収支決算書は、会長が作成し、監事の監査を経て運営会議の議決を得た後、総会の承認を得なければならない。

#### 第二十四条 収支差額の処分

会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、翌会計年度に繰り越すものとする。

#### 第二十五条 会計年度

会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

### 第七章 会則の変更および解散

#### 第二十六条 会則の変更

この会則を変更するときは、総会において議決権のある会員の四分の三以上の議決を得なければならない。

#### 第二十七条 解散、残余財産の処分

会を解散するときは、総会において議決権のある会員の四分の三以上の議決を得なければならない。

- 二 解散時の残余財産は、総会において議決権のある会員の四分の三以上の議決を得て、類似の目的を持つ団体、公的機関等に寄付するか、あるいは、議決権のある会員全員の意書添付を条件に、バームハイツ西葛西管理組合に管理費一時金として納入することができるものとする。

バームハイツ西葛西自治会 細則

第八章 雜則

第二十八条 委員会

- (1) 会は、円滑な活動を行うため、委員会を設けることができる。
- (2) 委員会の組織、構成および運営に関して必要な事項は、会長が運営会議の議決を得て、別に定める。

第二十九条 書類、帳簿類の常備

会は事務所に次の各項に掲げる書類等を常備しなければならない。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿
- (3) 総会議事録
- (4) 運営会議議事録
- (5) 予算書、決算書、活動計画 および これに付随する書類
- (6) その他必要な書類、帳簿類

第三十条 細則

この会則の施行に関して必要な細則は、会長が運営会議の決議を経て別に定める。

(付 則)

○施行期日 本会則は、平成16年8月1日から施行する。

○経過措置 (1) 会則の施行期日における役員は、この細則の定めに拘わらず、その任期は、フロアー委員については、平成17年3月31日まで、フロアー委員を除く執行部委員は、平成18年3月31日までとする。  
(2) 会則発行に伴うその他必要な経過措置は、運営会議の起案、総会の決議を経て別途定めることができる。

○確認事項 (1) 会の会費原資は、第18期バームハイツ西葛西管理組合の通常総会決議で、CATV受信料の資金使途変更を以って確保されている旨、本件記載を持って確認する。

○改正等1 平成21年5月〇日 自治会総会決議により、本会則〇〇条()、本会則〇〇条()および、本会則〇〇条()を改正し、平成21年5月〇日から施行する。

平成16年7月29日改定

平成16年1月5日 初稿作成

バームハイツ西葛西管理組合自治会（以下「会」と呼称する）の運営については、会則の定めによる外、本細則によるものとする。

第一章 弔慰金およびその他支出

第一条 弔慰金

会員（正会員、準会員共）が死亡した場合は、会より弔意金を靈前に供え、弔意を表わすこととする。

弔慰金額は、会員一律、一世帯当たり￥10,000とする。

第二条 交付

弔意金は、運営会議の決議を以って交付する。

第三条 予算外の各協会等参加費、近隣交際費

予算外の支出については、厳選の上、運営会議の決議、公示を経て、総会追認を条件に、会則第17条の運営会議専決権限内での運営に留める。

（平成16年8月1日 施行）